平成２９年（フ）第５７号
岐阜県中津川市千旦林1317番地の35
破産者　小池　紀雄
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第６８号
岐阜県多治見市上野町４丁目17番地　上野荘１－Ａ
破産者　横井　謙司
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第９５号
愛知県江南市飛高町栄136番地
破産者　花井　　渡
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前576番地　スカイガーデン102号
破産者　佐久間　淳
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２２号
愛知県豊橋市飯村北１丁目13番地８（201）
破産者　佐々　吉和
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２３６号
愛知県豊川市御津町西方梨野11番地５　カーサ梨野Ａ202
破産者　木和田泰孝
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２９７号
兵庫県西宮市上甲東園３丁目３番４号
破産者　宗符こと　ＴＨＯＲＰＥ　ＤＡＶＩＤ　ＣＬＩＦＦＯＲＤ
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２０号
神戸市長田区寺池町２丁目10－２－207、申立時の住所兵庫県西宮市鳴尾町３丁目２番７－502号
破産者　住田　　凜
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４６号
兵庫県西宮市甲子園二番町４番５号
破産者　ドンキーこと　楠山　博幸
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５４号
兵庫県西宮市段上町６丁目７番13号
破産者　神田　隆幸
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７３号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分400番地２－４、前住所広島県福山市山手町５丁目４番18―405号　パブリコーポ城西
破産者　矢吹　雅民
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１１８号
山口市下小鯖1854番地１
破産者　タカギ機商こと　高木　信司
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
徳島県三好市池田町マチ2341番地３
破産者　梶　　光雄
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第２５号
徳島県三好市池田町マチ2341番地３
破産者　梶　　豊子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第７３５号
北九州市小倉南区北方２丁目６番30―1001号
破産者　福山　悦子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７３９号
北九州市門司区大字田野浦1018番地１（門司田野浦病院）
破産者　木原　雅弘
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１５号
長崎県長崎市小瀬戸町799番地１　金水ハイツ103号
破産者　松島　**廣**重
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
長崎県長崎市女の都４丁目12番３－301号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2035番地５　秋桜206号
破産者　小梶　悦子
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係